

第 158 回

定時株主総会招集ご通知

● 開催日時

2024年5月21日（火曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

● 開催場所

大阪府中央区難波5丁目1番60号
スイスホテル南海大阪 8階 浪華の間

<株主の皆様へのお願いとご案内>

- ・郵送又はインターネットによる事前の議決権行使を推奨いたしますので、ご活用ください。
- ・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ホームページ (<https://www.takashimaya.co.jp/>) にてお知らせ申し上げます。

目 次

| | |
|-----|----------------------------|
| P 1 | ▶ 第158回定時株主総会招集ご通知 |
| P 6 | ▶ 株主総会参考書類 |
| | 第1号議案 剰余金の処分の件 |
| | 第2号議案 取締役12名選任の件 |
| | 第3号議案 監査役1名選任の件 |
| | 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 |
| | 第5号議案 取締役賞与支給の件 |
| | 第6号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件 |
| P28 | ▶ 事業報告 |
| | 1. 企業集団の現況に関する事項 |
| | 2. 会社の株式に関する事項 |
| | 3. 会社の新株予約権等に関する事項 |
| | 4. 会社役員に関する事項 |
| | 5. 会計監査人の状況 |
| | 6. 業務の適正を確保するための体制 |
| | 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要 |
| | 8. 株式会社の支配に関する基本方針 |
| P61 | ▶ 計算書類等 |
| P65 | ▶ 監査報告書 |

株式会社 **高島屋**

証券コード：8233

株主各位

大阪市中央区難波5丁目1番5号

株式会社 **高島屋**

取締役社長 村田 善郎

第158回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、下記のとおり第158回定時株主総会を開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.takashimaya.co.jp/corp/shareholder/soukai/>)

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

敬 具

記

日 時 2024年5月21日(火曜日)午前10時
(受付開始：午前9時)

場 所 大阪市中央区難波5丁目1番60号
スイスホテル南海大阪 8階 浪華の間

会議の目的事項

報告事項

- 第158期（2023年3月1日から2024年2月29日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第158期（2023年3月1日から2024年2月29日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役12名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役賞与支給の件 |
| 第6号議案 | 取締役及び監査役の報酬額改定の件 |

招集にあたっての決定事項

郵送又はインターネットによる事前の議決権行使を推奨いたします。当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により**2024年5月20日(月曜日)午後5時まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類（6ページから27ページ）をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

なお、議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとお取り扱いいたします。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社の指定する議決権行使サイト<https://evote.tr.mufg.jp/>にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載されたログインID、仮パスワードをご利用になり、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類（6ページから27ページ）または議決権行使サイトに掲載しております株主総会参考書類をご検討の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。インターネットによる議決権行使に際しましては、後記4ページを必ずご確認くださいようお願い申し上げます。

また、議決権行使書用紙とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。

代理人による議決権行使

議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- 本株主総会につきましては、法令及び定款の定めに基づき書面交付請求をされた株主様に送付する交付書面を、全ての株主様に送付することにいたしました。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案に賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2024年5月20日（月）午後5時到着分まで

インターネットによる議決権行使



議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

（毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）

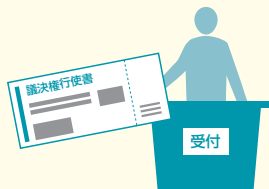
パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2024年5月20日（月）午後5時まで

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

当日ご出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
法人名義の場合、職務代行通知書のご提示をお願いいたします。
また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2024年5月21日（火）午前10時

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

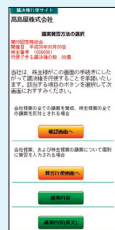
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- ① お手元の議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードを読み取ってください。



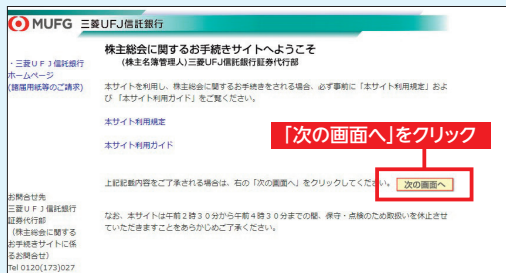
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- ② 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

- ① 議決権行使サイト<https://evote.tr.mufg.jp/>にアクセスする



- ② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

次回からの招集ご通知の送付

- ご希望の株主様には、次回の株主総会から電子メールで招集ご通知を送信させていただきます。なお、この場合、郵便による送付はいたしませんのでご注意ください。
- お申し込みにつきましては、議決権行使サイトにおいて受付けておりますので、ご希望の株主様は、ぜひお手続きください。（携帯電話ではお手続きできません。また、携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承願います。）

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-173-027

（受付時間：9：00～21：00 通話料無料）

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当期の期末配当金につきましては、安定的な配当水準を維持することを基本スタンスとしながら、業績や経営環境を総合的に勘案し、1株につき前期の期末配当金から6円増配し20円とさせていただきますと存じます。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金17円と併せて1株につき37円となり、前期の年間配当金の26円から11円の増配となります。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき20円

総額3,154,618,060円を利益剰余金から配当いたします。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年5月22日

第2号議案 取締役12名選任の件

現在の取締役12名は、この総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者 番号 | 氏名 | 現在の地位 | | 2023年度における 取締役会出席状況 |
|-----------|---------------------------|---------------|------------|-------------------------|
| 1 | むら た よし お 村 田 善 郎 | 取締役社長 (代表取締役) | 再任 | 15/15回 (100%) |
| 2 | よこ やま かず ひさ 横 山 和 久 | 専務取締役 (代表取締役) | 再任 | 12/12回 (100%) (就任以降) |
| 3 | その だ あつ ひろ 園 田 篤 弘 | 専務執行役員 | 新任 | — |
| 4 | や ぎ のぶ かず 八 木 信 和 | 常務取締役 (代表取締役) | 再任 | 12/12回 (100%) (就任以降) |
| 5 | たか やま しゅん ぞう 高 山 俊 三 | 常務取締役 | 再任 | 15/15回 (100%) |
| 6 | う つ の み や ゆう こ 宇都宮 優 子 | 常務取締役 | 再任 | 15/15回 (100%) |
| 7 | まき の こう いち 牧 野 考 一 | 常務執行役員 | 新任 | — |
| 8 | きよ せ まさ ゆき 清 瀬 雅 幸 | 取締役 | 再任 | 15/15回 (100%) |
| 9 | ご とう あきら 後 藤 晃 | 取締役 | 再任 社外 独立役員 | 15/15回 (100%) |
| 10 | よこ お けい すけ 横 尾 敬 介 | 取締役 | 再任 社外 独立役員 | 14/15回 (93.3%) |
| 11 | あり ま あつ み 有 馬 充 美 | 取締役 | 再任 社外 独立役員 | 15/15回 (100%) |
| 12 | え び さ わ み ゆき 海老澤 美 幸 | 取締役 | 再任 社外 独立役員 | 15/15回 (100%) |

| 当社取締役会が備えるべきスキル | | | | | | |
|-----------------|-------------------|----------------|-----|------------------|----------|----------|
| マーケティング | 国内外事業開発・ 不動産開発 | 経営企画・財務・ 人事 | ESG | 法務・リスク マネジメント | IT DX | 他社での企業経営 |
| ● | ● | | ● | ● | ● | |
| ● | | ● | ● | | ● | |
| | | ● | ● | ● | ● | |
| | ● | ● | | ● | ● | |
| ● | ● | | | | | |
| ● | ● | | ● | | | |
| ● | ● | | ● | | | |
| | ● | ● | ● | | | |
| | | | | ● | ● | |
| | | ● | | | ● | ● |
| | | ● | ● | | | ● |
| ● | | | | ● | | |

候補者
番号 1 | むらた よしお
村田 善郎 (1961年10月26日生)

再任



所有する当社の株式の数
47,200株

● 略歴、地位及び担当

- 1985年4月 当社入社
- 2011年5月 当社営業本部柏店長
- 2013年2月 当社執行役員総務本部副本部長、総務部長、賃料管理室長
- 2014年2月 当社執行役員総務本部副本部長、総務部長、賃料管理室長、企画本部開発グループ長、アジア開発室長、日本橋再開発計画室副室長
- 2015年5月 当社常務取締役企画本部副本部長、経営戦略部長、IT推進室担当
- 2017年8月 当社常務取締役（代表取締役）総務本部長、企画本部副本部長、経営戦略部長、秘書室、IT推進室担当
- 2018年3月 当社常務取締役（代表取締役）企画本部長、IT推進室担当
- 2019年3月 当社取締役社長（代表取締役）CSR推進室、業務監査室担当
- 2020年3月 当社取締役社長（代表取締役）業務監査室担当
- 2021年11月 当社取締役社長（代表取締役）営業本部担当、業務監査室担当、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 取締役候補者とした理由

代表取締役常務総務本部長、代表取締役常務企画本部長などを経て、2019年より代表取締役社長を務めており、リーダーシップと発想力、構想力と経営戦略を実現していく実行力を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号 **2** | よこやま かずひさ
横山 和久 (1964年5月16日生)

再任

所有する当社の株式の数
14,100株

● 略歴、地位及び担当

- 1988年4月 当社入社
- 2015年3月 当社営業本部（オムニチャンネル戦略推進本部）営業推進部オムニチャンネル推進室長
- 2017年3月 当社企画本部経営戦略部デジタルイノベーション推進室長
- 2018年3月 当社執行役員企画本部経営戦略部長
- 2019年3月 当社執行役員企画本部副本部長、経営戦略部長
- 2021年3月 当社執行役員企画本部副本部長、財務部長
- 2022年3月 当社上席執行役員企画本部副本部長、財務部長
- 2023年3月 当社専務執行役員営業本部長、ライフデザインオフィス長
- 2023年5月 当社専務取締役（代表取締役）営業本部長、ライフデザインオフィス長、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 取締役候補者とした理由

執行役員経営戦略部長、上席執行役員企画本部副本部長、財務部長などを経験し、グループ会社のガバナンス強化や構造改革を推進し、2023年より代表取締役専務営業本部長を務めており、豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号 **3** | そのだ あつひろ
園田 篤弘 (1965年7月26日生)

新任



所有する当社の株式の数
2,283株

● 略歴、地位及び担当

1988年4月 当社入社

2019年3月 当社企画本部財務部副部長

2023年2月 税理士登録、現在に至る。

2023年3月 当社執行役員企画本部財務部長

2024年3月 当社専務執行役員企画本部長、史料館担当、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 取締役候補者とした理由

経理財務業務に精通し、執行役員財務部長を経験し、グループ会社のガバナンス強化に努めると共に財務視点に立脚したIR活動を推進し、本年より専務執行役員企画本部長を務めております。税理士の資格を持ち、豊富な経験と知見を有していることから、新たに取締役候補者といたしました。

候補者番号 **4** | やぎのぶかず
八木 信和 (1965年2月11日生)

再任



所有する当社の株式の数
 11,900株

● 略歴、地位及び担当

- 1987年4月 当社入社
- 2010年9月 当社企画本部（改革推進本部）経営企画グループ長
- 2015年3月 当社企画本部経営戦略部アジア開発室長
- 2017年3月 当社企画本部財務部アジア事業統括室長
- 2019年3月 当社執行役員企画本部財務部長
- 2021年3月 当社執行役員総務本部副本部長、業務部長
- 2022年3月 当社上席執行役員総務本部副本部長、業務部長
- 2023年3月 当社常務執行役員総務本部長、秘書室担当
- 2023年5月 当社常務取締役(代表取締役)総務本部長、秘書室担当、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 取締役候補者とした理由

1998年から11年間、ニューヨークにおいて米国事業の運営に携わり、帰国後、経営企画グループ長、アジア事業統括室長、執行役員財務部長、上席執行役員総務本部副本部長、業務部長を経験し、アジアでの開店とコスト構造改革の推進に取り組みました。2023年より代表取締役常務総務本部長を務めており、豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号 **5** | たかやま しゅんぞう
高山 俊三 (1961年2月23日生)

再任



所有する当社の株式の数
21,100株

● 略歴、地位及び担当

- 1983年4月 当社入社
- 2007年3月 当社営業本部大阪店新本館計画室副室長
- 2009年3月 当社営業本部大阪店副店長
- 2012年2月 当社企画本部（改革推進本部）開発グループ長、
営業本部アジア開発室長
- 2013年2月 当社執行役員企画本部（改革推進本部）開発グループ長、
営業本部アジア開発室長
- 2013年6月 当社執行役員企画本部（改革推進本部）開発グループ長、
営業本部アジア開発室長、日本橋再開発計画室副室長
- 2014年5月 当社常務取締役企画本部副本部長、IT推進室、
日本橋再開発計画室担当
- 2015年3月 当社常務取締役営業本部（オムニチャンネル戦略推進本部）営業推進
部長
- 2018年3月 高島屋スペースクリエイツ株式会社取締役社長（代表取締役）
- 2021年3月 当社常務執行役員関西代表、営業本部大阪店長
- 2021年5月 当社常務取締役関西代表、営業本部大阪店長、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 取締役候補者とした理由

常務取締役営業推進部長、高島屋スペースクリエイツ株式会社代表取締役社長などを経て、2021年より当社常務取締役関西代表・大阪店長を務めており、百貨店の構造改革を推進していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 **6** | うつのみや ゆうこ
宇都宮 優子 (1956年8月27日生)

再任



所有する当社の株式の数
11,900株

● 略歴、地位及び担当

- 1979年4月 当社入社
- 2005年3月 当社MD本部ギフト推進室長
- 2007年3月 株式会社高崎高島屋取締役社長（代表取締役）
- 2009年3月 当社執行役員営業本部横浜店長
- 2011年5月 当社執行役員MD本部MD政策室長
- 2012年2月 株式会社ジェイアール東海高島屋営業本部長
- 2012年5月 同社常務取締役営業本部長
- 2016年3月 東神開発株式会社常務取締役
- 2018年3月 同社専務取締役
- 2021年3月 同社取締役副社長（代表取締役）
- 2022年3月 当社常務執行役員営業本部副本部長、MD本部長
- 2022年5月 当社常務取締役営業本部副本部長、MD本部長
- 2023年3月 当社常務取締役営業本部企画宣伝部長、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 取締役候補者とした理由

東神開発株式会社取締役、同社代表取締役副社長などを経て、2022年より当社常務取締役営業本部副本部長、MD本部長、2023年より常務取締役企画宣伝部長を務めており、豊富な経営経験と知見を有していることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号 **7** | まきの こういち
牧野 考一 (1962年9月21日生)

新任



所有する当社の株式の数
13,100株

● 略歴、地位及び担当

- 1985年4月 当社入社
- 2010年2月 当社営業本部MD本部婦人服DV長
- 2013年2月 当社営業本部柏店長
- 2015年3月 株式会社ファッションプラザ・サンローゼ取締役社長(代表取締役)
- 2016年3月 株式会社ジェイアール東海高島屋営業本部長
- 2016年5月 同社常務取締役営業本部長
- 2019年3月 当社執行役員営業本部新宿店長
- 2021年3月 当社上席執行役員営業本部MD本部副本部長、アウトレット運営部長
- 2022年3月 当社上席執行役員営業本部MD本部副本部長
- 2023年3月 当社常務執行役員営業本部副本部長、MD本部長、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

株式会社伊予鉄高島屋取締役

● 当社との特別の利害関係

競業会社の役員

株式会社伊予鉄高島屋取締役

● 取締役候補者とした理由

株式会社ジェイアール東海高島屋常務取締役営業本部長、当社執行役員新宿店長、上席執行役員MD本部副本部長などを経験し、現在、常務執行役員営業本部副本部長、MD本部長として特徴化を推進して品揃え強化を図り、営業利益の拡大に努めております。豊富な経験と知見を有していることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、新たに取り締候補者いたしました。

候補者番号 **8** | きよせ まさゆき
清瀬 雅幸 (1957年9月16日生)

再任



所有する当社の株式の数
7,300株

● 略歴、地位及び担当

- 1992年3月 東神開発株式会社 入社
- 2006年5月 同社取締役開発本部長
- 2008年3月 同社常務取締役経営管理本部長
- 2014年2月 同社常務取締役営業本部副本部長（営業企画・玉川担当）
- 2016年3月 同社専務取締役営業本部長
- 2018年3月 同社取締役副社長（代表取締役）
- 2021年3月 当社常務執行役員企画本部長
- 2021年5月 当社常務取締役（代表取締役）企画本部長
- 2021年11月 当社常務取締役（代表取締役）企画本部長、経営戦略部長
- 2022年3月 当社常務取締役（代表取締役）企画本部長
- 2023年3月 当社専務取締役（代表取締役）企画本部長
- 2024年3月 当社取締役、現在に至る。
- 2024年3月 東神開発株式会社取締役会長（代表取締役）、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

東神開発株式会社取締役会長（代表取締役）
 株式会社ジェイアール東海高島屋取締役

● 当社との特別の利害関係

競業会社の役員
 株式会社ジェイアール東海高島屋取締役

● 取締役候補者とした理由

東神開発株式会社取締役、同社代表取締役副社長などを経て、2021年より当社代表取締役常務企画本部長、2023年より代表取締役専務企画本部長、本年より東神開発株式会社代表取締役会長を務めており、豊富な経営経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

9

ごとう
後藤

あきら
晃

(1945年9月7日生)

再任
社外
独立役員



所有する当社の株式の数
7,600株

● 略歴、地位及び担当

- 1982年4月 成蹊大学経済学部教授
- 1989年4月 一橋大学経済学部教授
- 1997年4月 一橋大学イノベーション研究センター教授
- 2001年11月 東京大学先端経済工学研究センター教授
- 2003年4月 東京大学先端経済工学研究センター長
- 2004年4月 東京大学先端科学技術研究センター教授
- 2007年2月 公正取引委員会委員
- 2007年6月 東京大学名誉教授、現在に至る。
- 2012年2月 政策研究大学院大学教授
- 2014年5月 当社社外取締役、現在に至る。
- 2023年6月 公益財団法人公正取引協会会長、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

公益財団法人公正取引協会会長

● 当社との特別の利害関係

なし

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

学識経験者としての専門知識と豊富な経験、及び元公正取引委員会委員の経験を有していることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。選任後も、これまで同様、専門家としての豊富な知見を活かし、当社の経営への助言と監督を行っていただくことを期待いたします。

候補者番号 **10** | よこ お けい す け
横尾 敬介 (1951年11月26日生)

再任
 社外
 独立役員



所有する当社の株式の数
 3,300株

● 略歴、地位及び担当

- 1974年 4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
- 2001年 6月 みずほ証券株式会社常務執行役員経営企画グループ長
- 2007年 4月 同社取締役社長
- 2011年 6月 同社取締役会長
- 2015年 4月 公益社団法人経済同友会副代表幹事・専務理事
- 2016年10月 第一生命保険株式会社社外取締役、現在に至る。
- 2017年 6月 日本水産株式会社（現株式会社ニッスイ）社外取締役
- 2019年 5月 ソナー・アドバイザーズ株式会社取締役会長、現在に至る。
- 2019年12月 株式会社産業革新投資機構代表取締役社長CEO、現在に至る。
- 2020年 5月 当社社外取締役、現在に至る。
- 2020年 6月 株式会社リコー社外取締役、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

- 第一生命保険株式会社社外取締役
- ソナー・アドバイザーズ株式会社取締役会長
- 株式会社産業革新投資機構代表取締役社長CEO
- 株式会社リコー社外取締役

● 当社との特別の利害関係

なし

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

企業経営者としての豊富な経験と高い知見を有していることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。選任後も、これまで同様、主に経営的な観点から、当社の経営への助言と監督を行っていただくことを期待いたします。

候補者番号 **11** | ありま あつみ
有馬 充美 (1962年8月11日生)

再任
社外
独立役員



所有する当社の株式の数
3,300株

● 略歴、地位及び担当

- 1986年4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
- 2014年4月 株式会社みずほ銀行執行役員コーポレートアドバイザー一部長
- 2016年4月 同行執行役員国際営業部長
- 2019年4月 西武鉄道株式会社社外取締役、株式会社プリンスホテル社外取締役
- 2020年5月 当社社外取締役、現在に至る。
- 2020年5月 株式会社大創産業社外取締役、現在に至る。
- 2020年10月 株式会社REAPRA社外取締役
- 2021年6月 株式会社西武ホールディングス社外取締役、現在に至る。
- 2021年6月 西武鉄道株式会社取締役（非業務執行）、株式会社プリンスホテル（現株式会社西武リアルティソリューションズ）取締役（非業務執行）
- 2022年4月 株式会社西武・プリンスホテルズワールドワイド取締役（非業務執行）
- 2023年6月 カルチュア・エンタテインメント株式会社社外取締役、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

- 株式会社大創産業社外取締役
- 株式会社西武ホールディングス社外取締役
- カルチュア・エンタテインメント株式会社社外取締役

● 当社との特別の利害関係

なし

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

金融の分野における豊富な経験と、企業が意識すべき社会的課題に関し、学びや取組を通じて深い知見を有していることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。選任後も、これまで同様、主に経営的な観点から、当社の経営への助言と監督を行っていただくことを期待いたします。

候補者番号 **12** | えびさわ みゆき
海老澤 美幸 (1975年8月12日生)

再任
社外
独立役員



所有する当社の株式の数
1,000株

● 略歴、地位及び担当

- 1998年4月 自治省（現総務省）入省
- 2017年1月 弁護士登録、現在に至る。
- 2022年5月 当社社外取締役、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

三村小松法律事務所にて、ファッション業界の法律問題に特化した法分野であるファッション・ローに取り組んでおり、多彩なキャリアを有していることから、当社社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としていたしました。選任後も、弁護士としての豊富な知見を活かし、当社の経営への助言と監督を行っていただくことを期待いたします。

(注) 1. 後藤 晃、横尾敬介、有馬充美、海老澤美幸の4氏は、社外取締役の候補者であり、後藤 晃、横尾敬介、有馬充美、海老澤美幸の4氏は、当社が定めた「社外役員の独立性判断基準」の要件を満たしており、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

2. 後藤 晃氏は、2014年5月から当社社外取締役就任しており、その就任期間は、この総会終結の時をもって10年間です。
3. 横尾敬介、有馬充美の両氏は、2020年5月から当社社外取締役就任しており、その就任期間は、この総会終結の時をもって4年間です。
4. 海老澤美幸氏は、2022年5月から当社社外取締役就任しており、その就任期間は、この総会終結の時をもって2年間です。
5. 当社は、後藤 晃、横尾敬介、有馬充美、海老澤美幸の4氏と損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする旨の責任限定契約を締結しており、後藤 晃、横尾敬介、有馬充美、海老澤美幸の4氏の再任が承認された場合、4氏と当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者12氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

【保険契約の内容の概要】

① 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

② 補填の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事項があります。

③ 役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととしております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 片岡不二恵氏は、この総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

かたおか ふじ え
片岡 不二恵 (1959年10月27日生)

再任



所有する当社の株式の数
12,300株

● 略歴及び地位

1982年4月 当社入社

2015年3月 当社業務監査室長

2017年3月 当社執行役員総務本部総務部長

2018年3月 当社執行役員総務本部副本部長、総務部長

2020年5月 当社監査役、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 監査役候補者とした理由

業務監査室長、総務本部副本部長・総務部長などを経て、2020年より常勤監査役を務めており、財務、会計及び法務をはじめとする会社の管理に関する適切な知見を有していることから、当社監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き監査役候補者といたしました。

(注) 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

【保険契約の内容の概要】

① 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

② 補填の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事項があります。

③ 役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととしております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

この総会開催の時をもって、2023年5月23日開催の第157回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役大西祐子氏の選任の効力が失効いたしますので、あらためて補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

おおにし ゆう こ
大西 祐子 (1980年1月4日生)

社外 独立役員



所有する当社の株式の数
0株

● 略歴及び地位

2007年7月 公認会計士登録、現在に至る。

2015年9月 桜橋監査法人パートナー就任、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 補欠社外監査役候補者とした理由

2003年に朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）に入所し、小売業、サービス業等の上場会社の法定監査業務を行う等、20年以上の実務経験を持ち、現在は桜橋監査法人でパートナーに就任しております。また総合商社の内部統制支援業務やメーカーのIFRS開示支援業務等にも取り組んでおり、公認会計士の資格を有していることから、当社社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 大西祐子氏は、補欠社外監査役の候補者であり、当社が定めた「社外役員の独立性判断基準」の要件を満たしております。
2. 大西祐子氏が社外監査役に就任した場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 当社は、大西祐子氏の選任が承認された場合、社外監査役就任時に同氏と損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。大西祐子氏の選任が承認された場合、社外監査役就任時に同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

【保険契約の内容の概要】

① 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

② 補填の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事項があります。

③ 役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととしております。

【ご参考】

≪社外役員の独立性判断基準≫

当社は、社外取締役及び社外監査役を独立役員として指定するにあたって、その独立性を判断するため、「社外役員の独立性判断基準」を独自に定めており、社外取締役及び社外監査役またはその候補者が、以下のいずれにも該当しないと判断する場合、独立性を有している者と判断しております。

- ① 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行者^(※1)または過去10年間において当社グループの業務執行者であった者
- ② 当社グループの主要な取引先^(※2)の業務執行者
- ③ 当社グループの主要な借入先^(※3)の業務執行者
- ④ 当社の主要株主^(※4)またはその業務執行者
- ⑤ 当社グループが主要株主^(※4)である会社の業務執行者
- ⑥ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者

- ⑦ 当社グループから、役員報酬以外に多額^(※5)の金銭その他の財産上の利益を得ている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等
- ⑧ 当社グループから、多額^(※5)の寄付または助成を受けている者または法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
- ⑨ 当社グループの業務執行者を役員に選任している会社の業務執行者
- ⑩ 上記②～⑨のいずれかに過去3年間において該当していた者
- ⑪ 次のいずれかに掲げる者（重要な者^(※6)に限る）の配偶者または二親等内の親族
- A) 当社グループの業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む）
- B) 就任前1年間のいずれかの時期において、前A)に該当していた者
- C) 上記②～⑨のいずれかに該当する者
- ⑫ その他、一般株主との間に実質的な利益相反が生じるおそれがあり、独立した社外役員として職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者
- ※1 業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人をいう
- ※2 当社グループの主要な取引先とは、過去3年間のいずれかにおいて、当社の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている取引先、またはその取引先の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた取引先をいう
- ※3 当社グループの主要な借入先とは、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している借入先をいう
- ※4 主要株主とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者またはその業務執行者をいう
- ※5 多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の総収入の2%を超えることをいう
- ※6 重要な者とは、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員及び部長格以上の上級管理職にある使用人をいう

第5号議案 取締役賞与支給の件

当期の功労に報いるため、当期の利益、従来取締役賞与金、その他諸般の事情を勘案し、当期末時の取締役7名（無報酬の取締役、社外取締役を除きます。）に対し総額9,600万円の取締役賞与を支給いたしたいと存じます。取締役に対する賞与支給は、当社の定める取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針のとおり、グループ連結業績に応じて適正な範囲内で算出されており、相当であります。なお、各取締役に対する金額は取締役会にご一任願いたいと存じます。

第6号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2007年5月22日開催の第141回定時株主総会において年額5億5,000万円以内（うち、社外取締役の金銭報酬の額は、2020年5月19日開催の第154回定時株主総会において年額5,000万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役の報酬額は、2007年5月22日開催の第141回定時株主総会において年額7,000万円以内（うち、社外監査役2,200万円以内）としてご承認いただき現在に至っております。しかし、その間、経営体制の強化を図るため取締役2名の増員を行っており、加えて、当社を取り巻く社会情勢や事業環境が一層ダイナミックに変化する中、取締役・監査役に求める役割を更に高度化し、責務をより高めていくことを理由として、取締役の報酬額を年額7億2,000万円以内（うち、社外取締役1億円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）に、監査役の報酬額を年額1億2,000万円以内（うち、社外監査役5,000万円以内）に増額いたしたいと存じます。また、報酬額改定を付議することについては、上記の目的に照らし、独立社外取締役を委員長とする報酬委員会への諮問を経て、取締役会において決定しており相当であります。

なお第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合は、取締役は12名（うち社外取締役4名）、監査役は4名（うち社外監査役2名）となります。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国の社会経済は、昨年5月に新型コロナウイルス感染症（以下、コロナ）の位置づけが「5類感染症」に移行し、正常化が一段と進みました。

消費環境におきましては、昨年は物価上昇に賃金の伸びが追い付かない実質賃金のマイナスが続く中でも個人消費が緩やかに回復し、円安を背景にインバウンド需要にも拡大の動きがみられました。一方、今後コロナ禍の自粛反動消費が一巡する状況におきまして、生活防衛意識の更なる高まりによる個人消費の減速リスクも懸念されます。また、高水準で推移する株価や円安基調の為替など、消費に影響を与える外部環境の動向は引き続き、注視が必要な状況にあります。

こうした中、高島屋グループ（以下、当社）におきましては、中期経営計画（2021-2023年度）の最終年度である当年度を、コロナ禍からの回復段階から、更に持続的な成長と飛躍に向けた経営の土台づくりを果たすための極めて重要な一年と位置づけ、グループ総合戦略「まちづくり」の下、経営課題である「百貨店の営業力強化」、「人的資本経営の推進」、「グループ会社の業界競争力獲得」、「グループESG戦略の深化」に取り組み、グループ全体で高島屋ブランドの価値に磨きを掛けてまいりました。

特に価値提供の基盤となるESG経営におき

ましては、当社が生活・文化・地域社会を支えるインフラの役割を發揮し、お客様やお取引先、地域社会と共に、こころ豊かな生活を実現していくための取組を推進してまいりました。

象徴的な取組として、エコ&エシカルをテーマにした商品やサービスの提供を通じて、サステナブルなライフスタイルを提案していく営業活動「TSUNAGU ACTION」を強化いたしました。不要となった衣料品を回収・再生・販売する循環型ビジネス「Depart de Loop（デパートデループ）」の取組では、前年度に回収したデニムを再生した商品の販売を実現すると共に、回収の対象を新たに化粧品やその容器にも広げてまいりました。

脱炭素化推進に向けては、再生可能エネルギー由来の電力を事業者から直接調達する契約を新たに締結し、昨年4月から横浜店で消費する電力の一部として供給を受け始めました。

社会課題に向けた取組におきましては、お取引先を含む従業員の就労環境の改善、働く場としての魅力向上による人材確保の観点から、グループ商業施設の休業日を拡大いたしました。また、「物流の2024年問題」^(※1)への対応として、深夜の検品を見直し、開店前であった納品時間を開店後に切り替えること

で、ドライバーの負担軽減につなげる取組を業界で先行して実施いたしました。

当期の連結及び、国内百貨店を中心とする単体業績におきましては、増収増益となり、本年度を最終年度とする中期経営計画(2021-2023年度)の目標値を大幅に上回り、各利益とも最高益を更新いたしました。

<連結業績>

当期の連結業績につきましては、営業収益は466,134百万円(前年比5.1%増)、営業利益は45,937百万円(前年比41.3%増)、経常利益は49,199百万円(前年比42.5%増)となり、親会社株主に帰属する当期純利益は31,620百万円(前年比13.6%増)となりました。

ROE(自己資本利益率)は7.3%、EBITDA^(※2)総資産比率は5.6%、純有利子負債EBITDA倍率は1.7倍となりました。

<単体業績>

当期の単体業績につきましては、売上高は287,325百万円(前年比1.1%増)、営業利益は19,580百万円(前年比90.3%増)、経常利益は32,152百万円(前年比102.1%増)となり、当期純利益は25,031百万円(前年比46.9%増)となりました。

事業のセグメント別業績は、次のとおりであります。

◆ 百貨店業

百貨店業での営業収益は338,521百万円(前年比5.4%増)、営業利益は29,650百万円

(前年比61.1%増)となりました。

国内百貨店におきましては、社会経済活動の正常化に伴い入店客数が増加、インバウンドを除く国内顧客売上高は、婦人服、紳士服、化粧品などファッション関連商品を中心に堅調に推移いたしました。インバウンド売上高もラグジュアリーブランドをはじめとする高額品が好調であり、円安による客単価の上昇も売上高を押し上げました。また、「大北海道展」などの物産展や、人気テレビ番組と連動した新規催のほか、シーズンに合わせた関連イベントは、年間を通し多くのお客様にご来場いただきました。また、当社のアーカイヴス活動の拠点である高島屋史料館(大阪)や新しい生活文化の発信拠点である高島屋史料館TOKYO、民藝展をはじめとする特徴・文化催などを通じ、歴史や文化の発信に努めてまいりました。さらに、店頭の魅力向上を目指した取組として、お取引先とのコラボレーション業態であるライフスタイルショップを主要店舗にオープンし、新たなお客様の獲得にもつながっております。

アフターコロナの消費動向変化を踏まえ、お客様ニーズに即応する話題性と品質を両立する品揃え、高鮮度な催事やプロモーションの企画開発など、営業力強化に向けた取組は着実に進捗いたしました。

各店の店頭における商品利益率におきましても下げ止まり、持ち直しております。利益率が高いファッション関連商品の売上高が伸長したことに加え、各カテゴリーにおきまし

て、同じく利益率が高い正備品などの売上高増大に向けた取組効果も全体を押し上げております。

また、前年度から主要店舗でスタートしたコスト構造改革におきまして、当年度は全店レベルに拡大するなどコスト削減を推進いたしました。

品揃え魅力拡大による売上高増大、商品利益率改善、コスト削減に向けた一連の取組は成果を得ており、安定的に利益を創出できる経営体質への転換が進んでおります。

ECにおきましては、化粧品の品揃え拡充や、各店で行っていた出荷作業の共通倉庫一元化による配送リードタイムの短縮など、オンラインストアの魅力向上に取り組んでまいりましたが、店頭への来店客数増加の影響により、売上高の目標には至りませんでした。一方、新たな取組として、世界最大級のメタバース^(※3) イベントである「バーチャルマーケット」に独立ブースを初出展いたしました。若い世代のお客様を中心に多数のお客様がブースにご来場され、高島屋オンラインストアの認知度向上に寄与いたしました。

レストランや喫茶・カフェなどを出店、運営している株式会社アール・ティー・コーポレーションにおきましては、昨年6月、横浜店に洋食、和食、中華を取り揃える「レストラン ローズ」をリニューアルオープンし、地域のお客様の多様なニーズに応えてまいりました。また、同年11月に国内28店舗目となる台湾台北市の点心料理店「鼎泰豊」を東京

自由が丘にオープンいたしました。こだわりの食材を使ったメニューと様々なニーズに対応する個室や屋外テラス席などマーケットに合わせた店づくりを行ったことで多くのお客様から支持を得ております。

海外百貨店におきましては、開店30周年を迎えたシンガポール高島屋では、国内顧客の堅調な推移やツーリストの回復もあり、売上高、営業利益とも大きく伸長、全体をけん引いたしました。また、ホーチミン高島屋では、ベトナム初となる日本ブランドの導入など新たな取組を推進したことで増収増益となり、着実に成長しております。さらに、サイアム高島屋では、ツーリストを含む入店客数の増加に伴い売上高が回復し、赤字幅が縮小しております。一方、上海高島屋では、前年度のコロナ影響による休業（67日間）反動もあり大きく増収となりましたが、コスト増も同じく大きく、減益となりました。引き続き、各国の景気、消費動向を注視しながら、海外事業の成長につなげてまいります。

◆ 商業開発業

商業開発業での営業収益は51,948百万円（前年比9.3%増）、営業利益は12,042百万円（前年比30.0%増）となり、国内、海外事業いずれも増収増益となりました。

東神開発株式会社の国内事業におきましては、商業施設の売上高増大や賃料収入の回復もあり、堅調に推移いたしました。

昨年10月には京都店の隣接地に専門店

ゾーン「T8」が新たにオープンし「京都高島屋S.C.」を開業いたしました。地下1階から7階までの各フロアが、現代アートや日本が世界に誇るサブカルチャー、エンターテインメント、フードなど特徴的な8つの異なる空間で成り立っております。開業後、国内外の多数のお客様にご来店いただき、若い世代のお客様、広域からのお客様が増加するなど、百貨店とのシナジー効果発揮につながっております。百貨店と専門店、更に金融や飲食など優良なコンテンツをグループ内に有する当社が、それらを柔軟に組み合わせ展開する商業施設は、当社独自のビジネスモデルです。これにより、様々な地域の特性や将来のマーケット変化に迅速に対応し、持続的な成長を実現してまいります。

さらに、同年11月には「立川高島屋S.C.」がリニューアルオープンいたしました。デリー性の強いテナントや体験型のコンテンツを導入するなど、地域のニーズに応じた商品、サービスの提供に努めております。

また、昨年3月に千葉県流山市と「地域活性化に関する包括連携協定」を締結いたしました。街づくり、子育て、災害対応などで連携を強化し、行政と一体となって地域活性化に取り組んでおります。「流山おおたかの森S・C」では、同年5月につくばエクスプレス高架下の空間を活用した商業施設をリニューアルオープン、同年6月には近隣住民の交流の場・機会を提供する新たな地域コミュニティ拠点を発足いたしました。

新たな事業では、東京都足立区六町駅前の区有地活用におきまして、当社初となるPPP^(※4)事業へ参画いたします。つくばエクスプレス六町駅前の区有地におきまして、複合商業施設と駐輪場の整備及び運営を行う本事業を機に、今後も行政と連携した事業拡大を検討してまいります。

海外事業におきましては、トーシンディベロップメントシンガポールPTE.LTD.が賃料収入が回復したことにより堅調に推移いたしました。また、ベトナムでは、教育施設を対象とした賃貸事業や住宅・オフィス・商業の複合開発事業など、現地での事業基盤の拡大を着実に進めております。

◆ 金融業

金融業での営業収益は17,437百万円（前年比1.3%増）、営業利益は4,609百万円（前年比2.1%増）となりました。

高島屋ファイナンシャル・パートナーズ株式会社におきましては、収益の柱であるカード事業の取扱高伸長やライフパートナー事業における顧客基盤の拡大による効果もあり、増収増益となりました。

カード事業におきましては、百貨店・専門店への入店客数が増加する中、新規会員の獲得強化を継続して進めると共に、外部加盟店を含め利用促進を図ったことにより取扱高が伸長いたしました。さらに、昨年8月からビジネスオーナー・個人事業主を対象とするビジネスカード「タカシマヤカード《ビジネス

プラチナ》アメリカン・エクスプレス®」の発行を開始しました。順調に会員を獲得しており、百貨店とのシナジー発揮による顧客満足度の向上につながっております。

ライフパートナー事業におきましては、本年からスタートした新しいNISA制度^(※5)や人生100年時代のライフプランなどをテーマとしたセミナーを開催いたしました。また、NISAと保険を組み合わせる相談ができるコーナーを設置するなど、相談数・申込数が着実に増加しております。

さらに、ソーシャルレンディング事業におきましては、昨年10月に貸付型クラウドファンディング^(※6)に関する豊富な実績とノウハウを有する株式会社バンカーズと業務提携し、本年1月に第1号、2月に第2号ファンドを組成いたしました。本提携を機に新たに「高島屋ファンディング」として取扱いの幅を広げ、金融事業の収益及び、グループとしての顧客接点拡大を図ってまいります。

「高島屋ネオバンク」の「スゴ積み」^(※7)におきましては、昨年7月より積立の満期を迎えられたお客様の決済利用が始まりました。若い世代のお客様、男性のお客様が多く、平均積立額も高いといった特性に合わせたアプローチを推進し、会員数の拡大、継続率アップ及び、決済の利用促進につなげてまいりました。

◆ 建装業

建装業での営業収益は27,945百万円（前年比23.2%増）、営業損失は731百万円（前

年同期は営業利益16百万円）となりました。

高島屋スペースクリエイツ株式会社におきましては、ホテルなどの大型物件やラグジュアリーブランドを中心とした商業施設の受注が増加し、増収となりましたが、大型物件における一過性の原価増大の影響もあり、赤字となりました。

◆ その他の事業

その他の事業全体での営業収益は30,281百万円（前年比13.0%減）、営業利益は1,491百万円（前年比5.1%増）となりました。

百貨店の店頭売上高回復の影響により、通信販売業のクロスメディア事業におきましては、減収となった一方、卸売業のタカシマヤトランスコスモス インターナショナルコマースPTE.LTD.におきましては、増益となったことから、その他の事業全体におきましては、減収増益となりました。

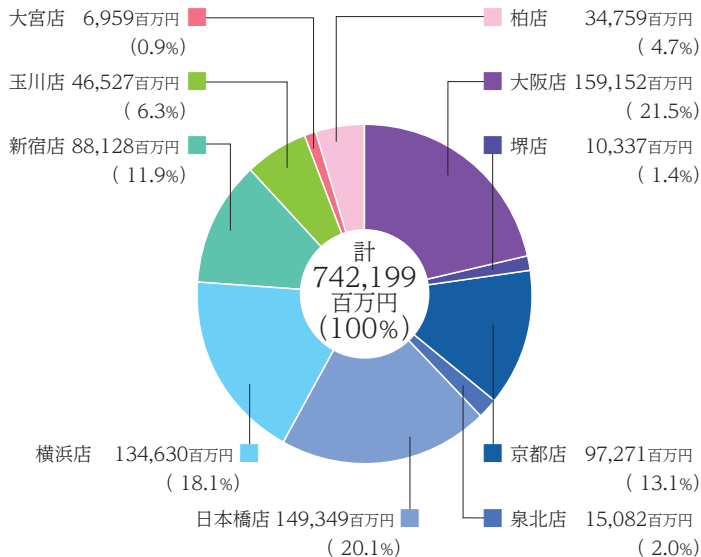
なお、当期の期末配当金につきましては、安定的な配当水準を維持することを基本スタンスとしながら、業績や経営環境を総合的に勘案し、1株につき前期の期末配当金から6円増配し20円とさせていただきたいと存じます。これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金17円と併せて1株につき37円となり、前期の年間配当金の26円から11円の増配となります。

- ※1：物流の2024年問題
2018年6月改正の「働き方改革関連法」に基づき、自動車の運転業務の時間外労働について、2024年4月より、年960時間（休日労働含まず）の上限規制が適用される。併せて、トラックドライバーの拘束時間を定めた「改善基準告示」（貨物自動車運送事業法に基づく行政処分の対象）により、拘束時間等が強化されることに伴う諸問題。
- ※2：EBITDA
会社の純粋な現金創出力を評価する指標。当社では、連結営業利益に連結減価償却費（海外グループ会社における、IFRS16号適用によるリース資産に対する減価償却費を除く）を加算したもの。
- ※3：メタバース
多人数が参加可能で、参加者がその中で自由に行動できる、通信ネットワーク上に作成された仮想空間のこと。
- ※4：PPP（Public Private Partnership）
公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。
- ※5：新しいNISA制度
通常、株式や投資信託などの金融商品に投資をした場合、これらを売却して得た利益や受け取った配当に対して約20%の税金がかかる。NISAは、「NISA口座（非課税口座）」内で、毎年一定金額の範囲内で購入したこれらの金融商品から得られる利益が非課税になる制度。2024年1月からは「家計の安定的な資産形成」を更に推し進めることを目的に非課税保有期間の無期限化、口座開設期間の恒久化、年間投資枠の拡大などを図った新制度に移行。
- ※6：貸付型クラウドファンディング
「資金調達をしたい企業」と「お金を貸して利回りを得たい投資家」を結びつけるサービス。少額から投資ができるミドルリスク・ミドルリターンの金融商品として、投資家からの注目が集まっている。
- ※7：スゴ積み
「高島屋のスゴイ積立」のことで、高島屋ネオバンクアプリに搭載された機能の一つ。毎月一定額を12ヵ月積み立てると1ヵ月分のボーナスをプラスした「お買物残高」がアプリにチャージされ、高島屋のお買物にお使いいただけるサービスのこと。

当社の店別及び商品別売上高

▶ 店別売上高

| 店別 | 金額 | 構成比 | 前年増減率 |
|--------|---------|-------|-------|
| | 百万円 | % | % |
| ■ 大阪店 | 159,152 | 21.5 | 20.6 |
| ■ 堺店 | 10,337 | 1.4 | △1.7 |
| ■ 京都店 | 97,271 | 13.1 | 15.7 |
| ■ 泉北店 | 15,082 | 2.0 | △0.6 |
| ■ 日本橋店 | 149,349 | 20.1 | 4.4 |
| ■ 横浜店 | 134,630 | 18.1 | 2.1 |
| ■ 新宿店 | 88,128 | 11.9 | 10.8 |
| ■ 玉川店 | 46,527 | 6.3 | 3.7 |
| ■ 大宮店 | 6,959 | 0.9 | △7.7 |
| ■ 柏店 | 34,759 | 4.7 | △0.5 |
| 計 | 742,199 | 100.0 | 7.3 |



注 記

- ① 当社の店別売上高の京都店には洛西店を含めております。
- ② 当社の店別売上高には、法人事業部（35,005百万円、前年比15.9%減）、クロスメディア事業部（17,363百万円、前年比21.6%減）及びEC店の売上高を、それぞれ所在する地区の各店に含めております。
- ③ 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用前の売上高で記載しております。

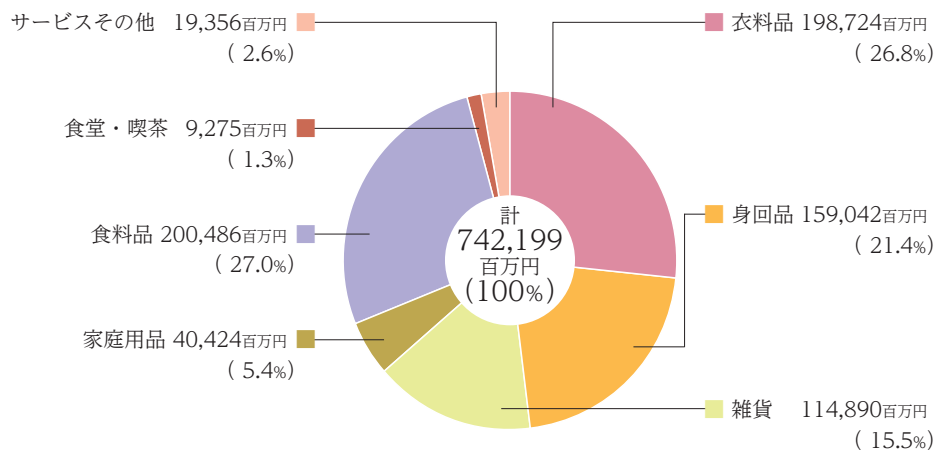
ご参考

- 百貨店業（国内連結子会社3社）の店別売上高
 - 株式会社岡山高島屋（岡山店）：18,526百万円（前年比 3.8%増）
 - 株式会社岐阜高島屋（岐阜店）：12,951百万円（前年比 1.9%減）
 - 株式会社高崎高島屋（高崎店）：16,346百万円（前年比 0.8%増）
- 当社及び上記国内連結子会社3社の合計売上高（2023年3月1日から2024年2月29日まで）は790,023百万円（前年比6.9%増）であります。

注 記 収益認識会計基準等を適用前の売上高で記載しております。

▶ 商品別売上高

| 商品別 | 金額 | 構成比 | 前年増減率 |
|-------------|---------|-------|-------|
| | 百万円 | % | % |
| ■ 衣 料 品 | 198,724 | 26.8 | 13.0 |
| ■ 身 回 品 | 159,042 | 21.4 | 16.1 |
| ■ 雑 貨 | 114,890 | 15.5 | 10.8 |
| ■ 家 庭 用 品 | 40,424 | 5.4 | 1.6 |
| ■ 食 料 品 | 200,486 | 27.0 | △3.7 |
| ■ 食 堂 ・ 喫 茶 | 9,275 | 1.3 | 2.4 |
| ■ サービスその他 | 19,356 | 2.6 | 6.4 |
| 計 | 742,199 | 100.0 | 7.3 |



② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資額は30,405百万円であります。主なものとして、当社では京都店を始めとする店内改装であり、子会社では東神開発株式会社の地区開発等であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 対処すべき課題

日本経済は、本年3月に日本銀行がマイナス金利政策を解除し、17年ぶりに金利を引き上げるなど、長らく続いたデフレから、物価と賃金が上昇する好循環への転換が進みつつあります。高島屋グループ（以下、当社）では、この機を捉えて、将来を見据えた成長投資を着実に実行し、円安や株高、インバウンドなどの外部環境の変化に左右されない本質的な営業力の強化、強靱な経営基盤の構築に向けて取組を進めてまいります。

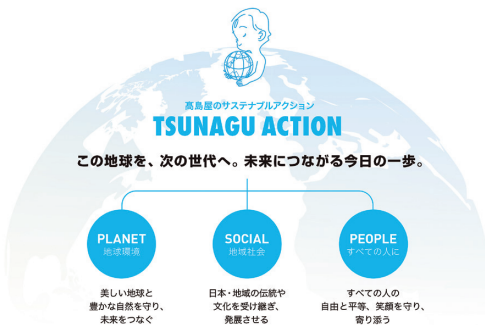
当社では、2031年に創業200周年を迎えます。更なる先も、社会に必要とされ存在意義を発揮し続け、持続的成長を果たしていくために当社がどうあるべきかについて、一年以上にわたりグループ全体で議論を重ねてまいりました。その中で、当社が目指す姿を「お客様・従業員・株主・地域社会など、全てのステークホルダーの『こころ豊かな生活を実現する身近なプラットフォーム』」と決めました。お客様にとっては当社ならではの商品やサービスの提供を通じて感動体験が得られる場、従業員にとっては労働条件・環境

の改善により意欲と能力を高め、働きたいと思える場など、ステークホルダーそれぞれの生活を豊かにするために欠かすことのできない存在としてあり続けることです。

その実現に向け新たな中期経営計画（2024-2026年度）を策定し、初年度は外部環境の変化に左右されない『持続的成長』実現策を着実に実行していく重要な一年と位置づけています。経営課題としては、「ESG経営の推進」、「人材の確保・育成・活躍推進」、「まちづくりの推進」を設定いたしました。

また、当社が成長し続けるためには、有形・無形の経営資源の将来価値を見極めた上で、より成長を見込める事業分野への資源再配分を迅速に行っていくことが必要です。そのため、経営資源の効果性を見極める基準として、投下資本に対する利益率を表す「ROIC」をグループ共通で採用し、事業別に資本コストを上回るROICを設定、マネジメントしていくことで、経営の効率性を高めてまいります。

□ ESG経営の推進



価値提供の基盤となるESG経営におきましては、事業活動を通じて、社会課題の解決に貢献していくことは、社会の一員である企業としての責務であり、全てのステークホルダーがメリットや利益を共に分かち合える仕組みを作りあげなければ、持続可能なビジネスを行うことはできません。

当社ESG経営の象徴的な取組である「TSUNAGU ACTION」におきましては、更なる認知度向上や、社会課題解決と事業成長の両立に向けて全社レベルで強化してまいります。美しい地球と豊かな自然を守り、未来をつなぐ「地球環境」、日本・地域の伝統や文化を受け継ぎ、発展させる「地域社会」、すべての人の自由と平等、笑顔を守り、寄り添う「すべての人に」、という3つのテーマを設定し、企画数を拡充すると共に、通年で展開いたします。更に数値目標を設定し、PDCAサイクルで運営していくことにより、企業価値向上や利益に直結する取組にしております。具体的に「地域社会」のテーマで

は、本年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」の復興支援を目的に文化の紹介や特産品の販売などの企画を検討しております。

ダイバーシティ（多様性）・エクイティ（公平性）&インクルージョン（包摂性）の観点からは、コンプライアンスを前提にSDGsが目指す「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、全ての人々の人権や価値観を尊重し、人種、年齢、性的指向・性自認、障がいの有無等に関係なく全員が活躍できる仕組みづくりに主体的に取り組んでまいります。また、消費者に身近な企業として、あらゆるお客様が楽しく時間を過ごし、お買物をしていただけるような施設環境や商品・サービスの整備・開発にも積極的に取り組んでまいります。

さらに、地球環境保全の観点からは、大規模な商業施設運営をはじめとする当社の事業活動が環境に与える影響が大きいことから、再生可能エネルギーの導入拡大など、循環型社会の実現に貢献してまいります。

□ 人材の確保・育成・活躍推進

当社は、経営理念に「いつも、人から。」を掲げ、これまでも「人」を大切にする経営を実行してまいりました。人材不足が深刻な社会課題となりつつある中、当社の持続的成長に向けては、人材の確保・育成・活躍推進など、人的資本経営の考え方に基づく人材への積極的な投資を行っていくことも最優先の課題です。

当社は、百貨店を核とした商業施設展開を

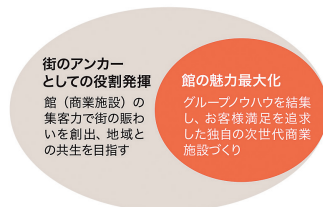
主要事業とするビジネスモデルであり、営業力強化に向けては「百貨店の販売力を支える人材の確保・育成」が不可欠です。その実現に向け、店頭・営業現場において、お客様の潜在的なニーズまで読み取り、提案を行うことができる「販売のプロ」の育成を進めてまいります。

また、多様なグループ会社を有する当社では、人とノウハウの持続可能性や競争力の確保に向けて「各業務における専門性強化」が重要です。マーケティングや仕入を担う人材、また、金融事業の専門人材やデジタル人材など各業務におけるスペシャリスト育成に向けた取組を推進してまいります。

さらに、翌年のグループ商業施設の正月営業について、1月1日の元日に加え、新たに1月2日も原則休業日とする方針といたしました。当社のブランド価値を高めるために、従業員一人ひとりが誇りとやりがいを持ちながら長く働くことができる環境整備を進めることも重要です。当社が目指す将来の姿を共有し、前向きな職場風土を醸成することでエンゲージメント向上につなげてまいります。

□まちづくりの推進

グループ総合戦略「まちづくり」



当社は、グループ総合戦略として「まちづくり」を掲げ、当社が目指す姿を実現していくための事業戦略の根幹の考え方には「グループの全員が主役のまちづくりを通じた価値提供」を据えております。

まちづくりは二つの考え方から成り立っております。一つ目は、「街のアンカーとしての役割発揮」、具体的には、人々が集うエリアを大きな「まち」としてとらえ、当社が中心的存在となって、地域社会や行政と連携して賑わいを創出し、まちの魅力を高めることです。二つ目は、「館の魅力最大化」、具体的には、館そのものを「まち」ととらえ、そのまちの魅力を最大化させるため、商業開発や金融、飲食、ECなど、グループ各事業のノウハウを結集し、お客様満足を追求した当社ならではの商業施設づくりを推進することです。つまり、当社が考えるまちづくりは不動産開発だけを意味するものではありません。グループで提供するあらゆる商品・サービス・空間が全て「まちづくり」の一環ということなのです。

これら二つの考えに基づき「まちづくり」を具現化していくためには、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進していくことが必要不可欠です。今後、人口減少に伴う国内マーケットの縮小や人手不足は避けられない状況の中、デジタル技術は加速度的に進化しており、企業の業務運営や人々の生活に大きな影響を与えています。そこで本年から社長をトップとする全社横断のDX推進プロジェクトを立ち上げ、デジタル技術を活用

した業務変革に取り組んでまいります。既存の業務の流れを分析し、最適化したうえで、業務をデジタル化して生産性の向上を図り、これにより生み出した経営資源を営業力強化に振り向けていきます。また、営業や販売へのデジタル技術の活用方法についても検討を行い、お客様の新しい買物体験や利便性の向上につなげていくことで「まちづくり」を更に推進してまいります。

事業のセグメント別取組は、次のとおりであります。

なお、当社は、新たな中期経営計画の初年度（2024年度）より、事業ポートフォリオの最適化、事業別の投資効率、収益性などを明確にするROIC経営を更に推進するために、報告セグメントを変更いたします。

具体的には、「百貨店業」に含まれておりました国内、海外百貨店を「国内百貨店業」、「海外百貨店業」に分割いたします。また、「商業開発業」に含まれておりました国内、海外商業開発を同じく「国内商業開発業」、「海外商業開発業」に分割いたします。加えて、「百貨店業」に含まれておりましたレストランや喫茶・カフェなどを出店、運営している株式会社アール・ティー・コーポレーションを「飲食業」として「その他の事業」に移行いたします。

<国内百貨店業>

国内百貨店業におきましては、これからもあらゆるお客様を対象として、多様なニーズ

に応える上質な商品やサービスの拡充、知的欲求に応える文化発信を推進することで、実店舗の強みを生かしたワンストップでの買物体験を提供いたします。具体的には、消費動向の変化を踏まえた新規ブランドの導入、百貨店ならではのアイテム平場や自主編集売場の再構築、新たなイベント開発など、成長に向けた投資は積極的に実施することで、店舗の魅力向上、売上高の増大につなげてまいります。

ECにおきましては、引き続きお客様のニーズに沿った展開ブランドの拡充やサイト、アプリの特徴化、利便性を高める取組を推進していきます。また、実店舗を持つ強みを生かし、店頭とECの相互送客により顧客接点を創出、新たなお客様の獲得、収益力の向上につなげてまいります。

さらに、正価品の売上高増大など商品利益率の改善に向けた取組や店舗運営体制の更なる効率化などコスト削減に向けた取組も同時に進め、利益拡大を図ってまいります。

<海外百貨店業>

海外百貨店業におきましては、各国の景気、消費動向を踏まえながら、適切に経営資源を投下し、地域ごとのお客様のニーズに応じてまいります。シンガポール高島屋では、ファッション関連商品や食料品などの品揃えを強化し、国内顧客やツーリストの更なる取り込みを図ってまいります。上海高島屋では、景気低迷による消費減速リスクが顕在化する中、市場変化に対応した収益基盤の確立に継続して取り組んでまいります。また、ホーチ

ミン高島屋では、商品カテゴリー・ブランドの再編や催、イベントの強化により店舗の集客力を高めると共に、売上高の増大につながっていきます。また、ベトナムを有望な市場と位置づけ、更なる営業機会の拡大を図ってまいります。サイアム高島屋では日本ブランドの品揃え強化を図り、収益力の向上につながってまいります。

<国内商業開発業>

国内商業開発業におきましては、東神開発株式会社が段階的に改装を実施している「柏高島屋ステーションモール」が、ニーズの高いテナントやコミュニティ機能を取り入れてリニューアルオープンいたします。引き続き、地域に根ざした魅力的なSCを実現することでリアル施設ならではの体験価値の向上と新たなお客様層の開拓を進めてまいります。

<海外商業開発業>

海外商業開発業におきましては、シンガポールでの実績やベトナム・ホーチミンでの成功を足掛かりに、ハノイでの開発を段階的に進めております。住宅・オフィス・商業の複合開発事業など、ベトナムでは将来的に大きなリターンを見込んでいます。今後もベトナム開発には集中的に投資を行い、シンガポールに次ぐ第2の収益の柱として、持続的な成長につなげてまいります。

<金融業>

金融業におきましては、高島屋ファイナンス・パートナーズ株式会社の収益の柱であるカード事業で既存のカードに合わせて、新たに発行したビジネスカードの新規会員の

獲得強化と利用促進を図ってまいります。ライフパートナー事業におきましては、顧客接点の拡大を通じ、収益力向上を目指してまいります。また、M&Aやアライアンスも視野に入れ、事業拡大や新しい領域の開拓を進めてまいります。本年3月には不動産投資やアセットマネジメントを展開する株式会社Fantaと新たに提携いたしました。今後は両社でヘルスケア施設を対象とした投資法人創設を目指して協業し、収益拡大を図ると共に、高齢化時代における社会課題解決にも貢献してまいります。

<建装業>

建装業の高島屋スペースクリエイツ株式会社におきましては、専門人材の育成、補強により、更なる先行提案営業の強化を図り、ラグジュアリーブランドやホテルの受注増につなげてまいります。また、課題を残した原価管理など経営マネジメント体制を強化し、安定的な収益基盤の構築に努めてまいります。

<その他の事業>

飲食業の株式会社アール・ティー・コーポレーションにおきましては、今秋、セントラルキッチンの新拠点が始動いたします。既存拠点と併せて活用することで製造加工・調達物流の効率化を図ると共に、独自性のある商品開発を推進してまいります。また、「鼎泰豊」や日本国内での店舗運営の独占契約を有する「リナストアズ」など、日本マーケットで支持されるための品質・サービスの改善を図ることで、取り扱いブランドの魅力向上につなげてまいります。

■ 事業報告

通信販売業のクロスメディア事業におきましては、品揃え強化、編集力向上を図り、カタログ紙面の魅力を高め、既存のお客様の満足度を高めると共に、店舗と連携したお客様づくりを推進し、収益基盤の拡大につなげてまいります。

また、広告宣伝業の株式会社エー・ティ・エーにおきましては、デジタル領域の専門性強化、人材派遣業の株式会社センチュリーアンドカンパニーにおきましては、百貨店で培ったクオリティの高い業務運営力を生かした受注拡大など、グループ各社におきまして

は、成長に向けた取組を進めてまいります。

今後とも、総力を挙げて、業績の向上と社会への貢献に努め、株主の皆様のご期待に添ってまいりたいと存じます。何とぞ、格別のご支援、ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

⑤ 財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | 2020年度 (第155期) | 2021年度 (第156期) | 2022年度 (第157期) | 2023年度 (当連結会計年度) |
|--|-------------------|-------------------|-------------------|---------------------|
| 営業収益 (百万円) | 680,899 | 761,124 | 443,443 | 466,134 |
| 営業利益又は営業損失 (△) (百万円) | △13,496 | 4,110 | 32,519 | 45,937 |
| 経常利益又は経常損失 (△) (百万円) | △13,637 | 6,903 | 34,520 | 49,199 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円) | △33,970 | 5,360 | 27,838 | 31,620 |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円) | △203.74 | 32.14 | 169.78 | 200.47 |
| 総資産 (百万円) | 1,150,506 | 1,144,335 | 1,178,201 | 1,270,475 |
| 純資産 (百万円) | 415,111 | 420,489 | 436,482 | 478,802 |

注 記

収益認識会計基準等を2022年度（第157期）より適用しております。

⑥ 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社等の状況

ア. 重要な子会社の状況

| 会 社 名 | 資 本 金 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 | 本社所在地 |
|----------------------------|---------------------|------------------|---------|---------|
| 株式会社岡山高島屋 | 90 百万円 | 100.0% | 百貨店業 | 岡山市北区 |
| 株式会社岐阜高島屋 | 50 百万円 | 100.0 | 百貨店業 | 岐阜市 |
| 株式会社高崎高島屋 | 50 百万円 | 100.0 | 百貨店業 | 群馬県高崎市 |
| タカシマヤ・シンガポールLTD. | 100 百万 シンガポールドル | 100.0 | 百貨店業 | シンガポール |
| 上海高島屋百貨有限公司 | 610 百万 元 | 100.0 (66.8) | 百貨店業 | 上海市長寧区 |
| タカシマヤ ベトナム LTD. | 32 百万 USドル | 100.0 (100.0) | 百貨店業 | ホーチミン市 |
| サイアムタカシマヤ(タイランド)CO., LTD. | 2,200 百万 バーツ | 51.0 (51.0) | 百貨店業 | バンコク市 |
| 株式会社高島屋友の会 | 50 百万円 | 100.0 | 百貨店業 | 東京都中央区 |
| 東神開発株式会社 | 2,140 百万円 | 100.0 | 商業開発業 | 東京都世田谷区 |
| トーシンディベロップメントシンガポールPTELTD. | 8,526 千 シンガポールドル | 100.0 (100.0) | 商業開発業 | シンガポール |
| 高島屋ファイナンシャル・パートナーズ株式会社 | 100 百万円 | 69.5 | 金融業 | 東京都中央区 |
| 高島屋スペースクリエイツ株式会社 | 100 百万円 | 100.0 | 建装業 | 東京都中央区 |

注 記

①当社の出資比率欄の()内の数字は、間接所有比率であります。

②当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

イ. 重要な関連会社の状況

| 会 社 名 | 資 本 金 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 | 本社所在地 |
|-----------------|------------|---------|---------|---------|
| 株式会社ジェイアール東海高島屋 | 10,000 百万円 | 34.1% | 百貨店業 | 名古屋市中村区 |
| 株式会社伊予鉄高島屋 | 100 百万円 | 33.6 | 百貨店業 | 愛媛県松山市 |

■ 事業報告

⑦ 主要な事業内容

百貨店業、商業開発業、金融業、建築業及びクロスメディア事業等その他の事業

⑧ 主要な事業所

- 本 社 大阪市中央区難波5丁目1番5号
- 店 舗

| 支店及び支店所属の店舗 | 所 在 地 |
|-------------|---|
| 大阪店 | 大阪市中央区難波5丁目1番5号 |
| 堺店 | 堺市堺区三国ヶ丘御幸通59番地 |
| 京都店 洛西店 | 京都市下京区四条通河原町西入真町52番地 京都市西京区大原野東境谷町2丁目5番地の5 |
| 泉北店 | 堺市南区茶山台1丁3番1号 |
| 日本橋店 | 東京都中央区日本橋2丁目4番1号 |
| 横浜店 | 横浜市西区南幸1丁目6番31号 |
| 新宿店 | 東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目24番2号 |
| 玉川店 | 東京都世田谷区玉川3丁目17番1号 |
| 大宮店 | さいたま市大宮区大門町1丁目32番地 |
| 柏店 | 千葉県柏市末広町3番16号 |

⑨ 従業員の状況

| | 従 業 員 数 | 前期末比増減 |
|-------|---------|--------|
| 当 社 | 3,826名 | 186名減 |
| 連結子会社 | 2,907名 | 22名増 |
| 合 計 | 6,733名 | 164名減 |

注 記

①従業員は就業人員であります。

②上記のほか、嘱託員、契約社員及びパート社員は4,035名で、総従業員数は10,768名（前期末比481名減）であります。

⑩ 主要な借入先

| 借入先 | 借入額 |
|--------------|---------------------------|
| 株式会社日本政策投資銀行 | 30,000 <small>百万円</small> |
| シンジケートローン | 30,000 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 21,650 |

注 記

シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とする36社による協調融資団であります。

⑪ その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2023年10月13日開催の取締役会で、2024年7月31日をもって高島屋岐阜店の営業を終了すること、及び同年8月31日をもって連結子会社で岐阜店を運営する株式会社岐阜高島屋を解散することを決議いたしました。

■ 事業報告

2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 300,000,000株
- ② 発行済株式の総数 157,730,903株（自己株式20,028,578株を除く。）
- ③ 株 主 数 179,163名
- ④ 大 株 主

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|---|----------------------|-------------------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 25,026 ^{千株} | 15.9 [%] |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口） | 8,905 | 5.6 |
| 日本生命保険相互会社 | 4,961 | 3.1 |
| 高島屋共栄会 | 3,357 | 2.1 |
| S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社 | 2,684 | 1.7 |
| BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCOTS M ILM FE | 2,438 | 1.5 |
| 相鉄ホールディングス株式会社 | 2,402 | 1.5 |
| STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234 | 1,804 | 1.1 |
| 株式会社クレディセゾン | 1,654 | 1.0 |
| J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社 | 1,637 | 1.0 |

注 記

当社は、自己株式20,028,578株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

2018年11月20日開催の取締役会決議により発行した「2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」に付された新株予約権の状況

- 新株予約権の数 6,000個
- 目的となる株式の種類及び数 普通株式27,554,535株（上限）
- 新株予約権の発行価額 無償
- 新株予約権の払込金額 2,177.5円
- 新株予約権を行使することができる期間

2018年12月20日から2028年11月22日の営業終了時（行使請求受付場所現地時間）

4. 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の氏名等

2024年2月29日現在

| 氏 名 | 地 位 及 び 担 当 | 重要な兼職の状況 |
|---------|---|--|
| 鈴木 弘 治 | 取締役会長 (代表取締役) | |
| 村 田 善 郎 | 取締役社長 (代表取締役) 営業本部担当、業務監査室担当 | |
| 清 瀬 雅 幸 | 専務取締役 (代表取締役) 企画本部長 | 株式会社ジェイアール東海 高島屋取締役 |
| 横 山 和 久 | 専務取締役 (代表取締役) 営業本部長、 ライフデザインオフィス長 | |
| 八 木 信 和 | 常務取締役 (代表取締役) 総務本部長、秘書室担当 | |
| 高 山 俊 三 | 常務取締役 関西代表、営業本部大阪店長 | |
| 宇都宮 優 子 | 常務取締役 営業本部企画宣伝部長 | |
| 倉 本 真 祐 | 取 締 役 | 東神開発株式会社取締役社長 (代表取締役) |
| 後 藤 晃 | 取 締 役 | 公益財団法人公正取引協会会長 第一生命保険株式会社社外取締役 ソナー・アドバイザーズ株式 会社取締役会長 |
| 横 尾 敬 介 | 取 締 役 | 株式会社産業革新投資機構 代表取締役社長CEO 株式会社リコー社外取締役 |
| 有 馬 充 美 | 取 締 役 | 株式会社大創産業社外取締役 株式会社西武ホールディングス社外取締役 カルチャー・エンタテインメント株式 会社社外取締役 |
| 海老澤 美 幸 | 取 締 役 | |
| 片 岡 不二恵 | 常勤監査役 | |
| 岡 部 恒 明 | 常勤監査役 | |

| 氏名 | 地位及び担当 | 重要な兼職の状況 |
|--------|--------|---|
| 菅原 邦彦 | 監査役 | 公認会計士菅原邦彦事務所代表 株式会社サカタのタネ社外取締役 |
| 寺原 真希子 | 監査役 | 株式会社アドバンテッジリスクマネジ メント社外取締役 日本フェイウィック株式会社社外取締役 イオンリート投資法人監督役員 |

注記

- ①取締役後藤 晃、横尾敬介、有馬充美、海老澤美幸の4氏は社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
- ②監査役菅原邦彦、寺原真希子の両氏は社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
- ③監査役菅原邦彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ④監査役寺原真希子氏は、弁護士の資格を有し、複数の企業の社外取締役を務めており、法務及び企業会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ⑤当社は、社外取締役後藤 晃、横尾敬介、有馬充美、海老澤美幸の4氏及び社外監査役菅原邦彦、寺原真希子の両氏と、会社法第423条第1項の賠償責任の限度額は法令に規定する額とする旨の責任限定契約を締結しております。
- ⑥役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。
当該保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役、執行役員及び国内連結子会社の取締役、監査役、執行役員であります。
- ⑦2024年3月1日付で、次のとおり取締役の地位及び担当の変更がありました。

| 氏名 | 新 | 旧 |
|-------|---------|-----------------------|
| 鈴木 弘治 | 取締役特別顧問 | 取締役会長（代表取締役） |
| 清瀬 雅幸 | 取締役 | 専務取締役（代表取締役） 企画本部長 |

⑧2024年3月1日付で、次のとおり取締役の重要な兼職の状況の変更がありました。

| 氏 名 | 変 更 内 容 |
|---------|-------------------------|
| 清 瀬 雅 幸 | 東神開発株式会社取締役会長（代表取締役）に就任 |

② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を2021年2月19日開催の取締役会において定めております。

また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、報酬等の内容の決定方法及び決定された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものと判断しております。

当該決定方針の概要は以下のとおりです。

■個人別報酬決定の基本方針

- ・各役位に求められる役割に応じて報酬水準と評価指標を設定し、客観性のある評定プロセスにより公正性と透明性を担保
- ・各役位に設定する固定報酬と、単年度の業績に応じて支給する変動報酬で構成し、自らが担当する部門の業績向上に向けたインセンティブを担保
- ・自社株取得報酬により、株主・投資家と利益やリスクの共有化を図り、中長期的な業績向上と企業価値向上に向けたインセンティブを担保
- ・社外取締役は固定報酬のみとし、業績指標に対する達成度に連動して報酬額が変動しない報酬体系とすることで、経営に対する独立性を担保

■固定報酬の個人別報酬額決定方針

- ・当社の取締役の固定報酬は、月例支給とし、役位に応じて他社水準、当社の業績水準、従業員給与の水準を考慮しながら、報酬委員会答申を踏まえ、総合的に勘案して決定する。
- ・取締役（社外取締役を除く）の固定報酬は、基本報酬と自社株取得報酬から構成する。
- ・社外取締役の固定報酬は、基本報酬のみとする。

■業績連動報酬の個人別報酬額決定方針

- ・事業年度ごとの連結・百貨店業績、担当部門業績及びPDCA等の重点課題に対する目標達成度に基づき算出された額を、翌事業年度に月例報酬及び賞与として支給する。
- ・賞与として支給する場合は、翌事業年度の5月末日（金融機関休業日の場合は、その前日）に支給する。

■個人別報酬における固定報酬、業績連動報酬の割合の決定方針

- ・基本報酬（固定）：自社株取得報酬（固定）：業績連動報酬＝60：14：26
上記の基準割合については、環境に応じ、他社動向等を考慮しながら、報酬委員会の答申を踏まえ、見直しを行う。
- ・当該事業年度のグループ業績を一定以上達成した場合、株主総会決議を経て賞与を支給するものとし、賞与総額の個別配分額は、個別評価に基づき決定する。

■個人別報酬の内容の決定方針

- ・社外取締役を委員長とする「報酬委員会」を取締役会の諮問機関として設置しており、個人別の報酬額については、報酬委員会で審議された個別評価に基づき答申された原案を踏まえ取締役会で決定する。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2007年5月22日開催の第141回定時株主総会において年額550百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名です。うち、社外取締役の金銭報酬の額は、2020年5月19日開催の第154回定時株主総会において年額50百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の社外取締役の員数は4名です。
監査役の金銭報酬の額は、2007年5月22日開催の第141回定時株主総会において年額70百万円以内（うち、社外監査役年額22百万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち、社外監査役は2名）です。

③ 役員報酬の構成

当社の役員報酬は、以下の内容で構成されています。

ア) 取締役（社外取締役を除く）報酬

月例報酬（基本報酬＋業績連動報酬＋自社株取得報酬）＋役員賞与
〔固定部分〕

- ・基本報酬：役位に応じた固定金額を設定
- ・自社株取得報酬：役位に基づく一定額を月例報酬の一部として支給

〔変動部分〕

- ・業績連動報酬：連結・百貨店業績及び担当部門業績、PDCA等の重点課題に対する目標達成度に基づき算定し支給

※業績連動報酬の評価が「標準」（目標達成度の評価が期待する水準どおり）の場合、以下の比率になるよう当社は月例報酬を設計しています。

基本報酬（固定）：自社株取得報酬（固定）：業績連動報酬（変動）
＝60：14：26

※業績連動報酬は、役割に応じ役員・役職ごとに設定した業績指標（営業収益・営業利益・経常利益）と個別設定した重点課題目標の達成度に基づき報酬委員会にて審議し、取締役会に上申して決定しています。業績指標は、当社の収入である営業収益、本業による儲けである営業利益、経営全般での儲けである経常利益の3つを組み合わせて業績連動報酬の指標として選択しています。

業績連動報酬の評価ウェイト

| | | 会長、社長 | 専務 | | 常務 (店長を除く) | | 店長 | |
|----------------|---|-------|------------|------------|---------------|-----------|-----|------------|
| | | 業績評価 | 連結 | 連結 70% | 50% | 連結 20% | 40% | 連結 10% |
| 百貨店 (単体+分社) | — | | 百貨店 30% | 百貨店 30% | | 60% | | 百貨店 10% |
| 担当店 | — | | — | — | — | | — | 担当店 50% |
| 重点課題評価 | | 30% | 50% | | 60% | | 40% | |

業績指標の対象項目と比率

〔会長、社長〕 営業収益：営業利益：経常利益＝3：4：3

〔専務取締役〕 営業収益：営業利益：経常利益＝3：4：3

〔常務取締役〕 営業収益：営業利益：経常利益＝4：5：1

〔店長〕 営業収益：営業利益＝4：6

※業績指標の対象項目である連結業績及び百貨店（単体+分社）業績の実績及び目標値は下記の通りです。

実績及び目標値（2022年度）

| | | 2022年度上期 | | 2022年度下期 | |
|-------|------|----------|---------|----------|---------|
| | | 実績 | 目標値 | 実績 | 目標値 |
| 連結業績 | 営業収益 | 2,090億円 | 2,079億円 | 2,344億円 | 2,201億円 |
| | 営業利益 | 128億円 | 69億円 | 197億円 | 130億円 |
| | 経常利益 | 145億円 | 74億円 | 199億円 | 111億円 |
| 百貨店業績 | 営業収益 | 1,563億円 | 1,532億円 | 1,736億円 | 1,642億円 |
| | 営業利益 | 35億円 | 2億円 | 74億円 | 38億円 |
| | 経常利益 | 93億円 | 36億円 | 72億円 | 36億円 |

・役員賞与：グループ連結業績を一定以上達成した場合に、株主総会決議を経て支給

- イ) 社外取締役報酬
月例報酬（基本報酬）
- ウ) 監査役報酬
月例報酬（基本報酬）

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分 | 報酬等の総額 （百万円） | 報酬等の種類別の総額（百万円） | | | 対象となる 役員の員数（名） |
|------------------|-----------------|-----------------|------------|--------|-------------------|
| | | 固定報酬 | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 | |
| 取締役 （うち社外取締役） | 426 (40) | 251 (40) | 175 (一) | — | 13 (4) |
| 監査役 （うち社外監査役） | 65 (18) | 65 (18) | — | — | 7 (4) |

注 記

- ①業績連動報酬等には、本総会で決議予定の取締役賞与の額を含めております。
- ②取締役の報酬等の額には、2023年5月23日開催の第157回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名に対する報酬等の額を含めております。
- ③取締役の員数は、当事業年度において無報酬の取締役1名を除いております。
- ④監査役の員数及び報酬等の額には、2023年5月23日開催の第157回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役3名に対する報酬等の額を含めております。

③ 社外役員に関する事項

| 区 分 | 氏 名 | 出席状況、発言状況及び社外取締役期待される役割に関して 行った職務の概要 |
|-------|---------|---|
| 取 締 役 | 後 藤 晃 | 当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、学識経験者としての専門知識や経験等、及び元公正取引委員会委員としての経験を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 取 締 役 | 横 尾 敬 介 | 当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席し、会社経営者としての専門知識や経験等を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 取 締 役 | 有 馬 充 美 | 当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、金融分野での専門知識や経験等を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 取 締 役 | 海老澤 美 幸 | 当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、弁護士としての専門知識や経験等を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 監 査 役 | 菅 原 邦 彦 | 2023年5月23日開催の第157回定時株主総会にて就任以降開催の取締役会12回、監査役会10回の全てに出席し、公認会計士としての豊富な知識・経験等を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 監 査 役 | 寺 原 真希子 | 2023年5月23日開催の第157回定時株主総会にて就任以降開催の取締役会12回、監査役会10回の全てに出席し、弁護士や複数の企業の社外取締役としての豊富な知識・経験等を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |

注 記

取締役後藤 晃氏の兼職先である公益財団法人公正取引協会、取締役横尾敬介氏の兼職先である第一生命保険株式会社、ソナー・アドバイザーズ株式会社、株式会社産業革新投資機構、株式会社リコー、取締役有馬充美氏の兼職先である株式会社大創産業、株式会社西武ホールディングス、カルチュア・エンタテインメント株式会社、監査役菅原邦彦氏の兼職先である公認会計士菅原邦彦事務所、株式会社サカタのタネ、監査役寺原真希子氏の兼職先である株式会社アドバンテッジリスクマネジメント、日本フェイウィック株式会社、イオンリート投資法人と当社の間には、特別の関係はありません。

5. 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

② 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結していません。

③ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額

| | |
|------------------------------|--------|
| 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 147百万円 |
| 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額 | 0百万円 |
| 計 | 148百万円 |

② 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

| | |
|------------------------------|--------|
| 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 197百万円 |
| 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額 | 0百万円 |
| 計 | 197百万円 |

注 記

- ① 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分していませんので、①及び②の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
- ② 監査役会は、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について相当であると判断し会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

主なものとして、当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である収益認識に関する会計基準に係る助言業務を依頼し、対価を支払っております。

⑤ 子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社のうち、タカシマヤ・シンガポールLTD.及びトーシンディベロップメントシンガポールPTE.LTD.はKPMG LLP、上海高島屋百貨有限公司はKPMG Huazhen LLP、タカシマヤ ベトナム LTD.はKPMG Limited、サイアム タカシマヤ (タイランド) CO.,LTD.はKPMG Phoomchai Audit Ltd.の法定監査を受けております。

⑥ 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項の解任事由のいずれかに該当する場合、解任する必要があると判断したときは、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告します。

また、監査役会は、上記の場合のほか、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、職業倫理、独立性、専門性、効率性、品質管理体制等の観点から監査を遂行するに不十分であると認められた場合、その他の事情を総合的に勘案して会計監査人を解任すること又は再任しないことが相当であると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

6. 業務の適正を確保するための体制

① コンプライアンス体制

「当社及びグループ各社における取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」

- ① 当社グループの経営理念は、「いつも、人から。」です。この経営理念には「タカシマヤグループは誠実な企業活動を通じて、関わるお客様、従業員、お取引先、株主・投資家、地域社会、地球社会などすべての人々に対して、信じ、愛し、つくすところを大切にすることにより、人々が輝き続けられるような社会づくりに貢献する」という思いが込められています。経営トップをはじめとする全取締役、執行役員は、コンプライアンス経営の推進に自ら率先垂範して取り組み、経営理念の浸透・定着に全力を傾注し、この倫理観・価値観をグループ全体で共有し実践します。
- ② 取締役会は、当社及びグループ各社の業務執行がグループ全体として適正かつ健全に行われるために、取締役の職務執行状況を適切に監督します。中長期的な企業価値向上においては、グループ全体のコーポレート・ガバナンスの強化が不可欠であり、実効性のある内部統制システムの構築に努めます。また、内部統制システムの基本方針に基づく運用状況や課題について定期的に確認します。

- ③ 監査役は、内部統制システムの機能と有効性を監査するとともに、取締役の違法行為を是正・防止するため、取締役の職務執行に関する意思決定の適法性を検証し、監視機能の実効性向上に努めます。
- ④ 社長を委員長とする「高島屋グループCSR委員会」のもと、コンプライアンス経営の徹底に加え、内部統制の状況や新しい社会課題に対するCSR領域への取組状況等をグループ横断的に検証し、強化します。
- ⑤ 社長を委員長とする「高島屋グループリスクマネジメント委員会」のもと、「公正取引」「個人情報」「環境」など個別課題に対して、本社主管部門が関連各部門・各社と連携し、ラインを通じてコンプライアンス経営の徹底を図ります。
- ⑥ ESG推進室及び人事部は、「コンプライアンス・ガイドブック」等を利用し、教育・研修など様々な場を通じて経営理念に基づいたコンプライアンスの周知徹底を図ります。
- ⑦ グループ全体で「高島屋グループ・コンプライアンス・ホットライン」「ハラスメント・ホットライン」「就労相談窓口」「法務相談窓口」を設置し、不正行為等の通報を受け付ける体制を運営します。秘匿性を保障し、通報者に不利益が及ばないことを確保し、迅速な事案対応に向け、当社及びグループ各社の通報制度に係る担当者への教育を実施します。また、当社及びグループ各社の全従業員に対し通報制度について周知を行い、より多くの内部通報を受け付け、自浄作用を高めます。
- ⑧ 内部監査機関である業務監査室は、定期的に各事業所及びグループ各社において会計監査及び業務監査を実施するとともに、内部統制システムの有効性を検証し、不備な点を指摘して是正を求めます。業務監査室長は、これらの監査結果を、社長をはじめ各取締役・監査役に報告します。

② リスクマネジメント体制

「当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

- ① 社長を委員長とする「高島屋グループリスクマネジメント委員会」は、当社グループの横断的なリスク管理体制の構築に努めるとともに、経営環境の変化に伴う新たなリスクに適切に対応できるよう、常に管理体制を見直し、強化します。また、新たな取組に関するリスクについても、リターンとのバランスを考慮し、グループ横断的にコントロールしていきます。
- ② 「高島屋グループリスクマネジメント委員会」は、当社グループの業務執行に伴う様々なリスクを抽出し、リスク発生時の損失極小化に向けた対応をマニュアル化した「イエローファイル」の整備を行います。併せてリスク発生を未然に防ぐ予防体制を強化し、ラインを通じてリスク管理の徹底を図ります。
- ③ 「高島屋グループCSR委員会」は、地球環境への配慮、人権尊重、働き方改革の推進など、サステナビリティを巡る課題への対応がリスクの減少のみならず、収益機会の拡大や中長期的な企業価値向上につながる重要な経営課題であると認識し、グループESG経営に積極的に取り組みます。

- ④反社会的勢力排除のために、総務本部に「法務・リスクマネジメント室」を設置するなど体制整備に取り組むことで、グループ一体となって不当な要求を拒絶し、その被害を防止します。

③ 情報保存・管理体制

「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」

取締役会議事録、稟議書など取締役の職務執行に係る情報は、法令及び当社の社内規定に従い、適切に保存し、管理します。

④ 適正かつ効率的な職務執行体制

「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

- ①取締役は、取締役会規則、取締役業務分掌規則、常務会規則、組織機能規則、決裁規則等の社内規則に基づく職務権限・意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務執行を行います。これらの規則は、法令の改廃、経営及び業務執行監督の適正性確保、職務執行の一層の効率化などに照らし適宜見直しを図ります。
- ②当社は、当社グループの年度経営方針を策定し、PDCAによる方針管理を行い、各組織における重点課題及び対策の進捗状況を定期的に確認します。
- ③定例取締役会を原則として毎月1回開催し、必要ある場合には臨時取締役会を開催し、重要な意思決定を行います。

⑤ グループ会社管理体制

「グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制及びグループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

- ①当社は、当社グループの年度経営方針に基づき、PDCAによるグループ全体としての方針管理を行い、グループ各社における重点課題及び対策の進捗状況を定期的に確認します。
- ②当社取締役は、グループ各社の重要な業務執行のうち、当社又はグループ経営上の観点から当社が必要と認める事項について、決裁規則に基づき決裁を行います。
- ③グループ会社の業務指導を所管する企画本部は、高島屋グループとしての業務の適正性と効率性を確保するため、グループ各社における内部統制システムの構築とコンプライアンス経営の推進を指導します。

⑥ 監査役補助体制

「監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項」

当社は、監査役に対し直属の部下として専任の使用人である監査役付を配し、監査役の指

揮命令のもとに監査役の職務を補助する体制を整備します。

「前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項」

- ①監査役付の使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取して決定します。
- ②当社は、監査役付の使用人の任命及び異動について、監査役の事前の同意を要することとします。

7 監査役への報告体制

「当社及びグループ各社の取締役等が当社監査役に報告するための体制」

- ①当社及びグループ各社における取締役、執行役員及び使用人は、業務執行に関して重大な法令・定款違反若しくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、直ちに監査役に報告します。
- ②監査役は、必要に応じて随時、取締役、執行役員及び使用人から報告、又は情報の提供を受け、会議の資料や記録の閲覧等を行うことができるものとし、当社及びグループ各社の取締役、執行役員及び使用人は、これに迅速・的確に対応します。
- ③当社は、内部通報制度で報告された不祥事や違法行為等に関する問題について監査役会に報告します。
- ④当社は、監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループ各社に対しても徹底します。

8 監査役監査の実効性確保の体制

「監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制」

- ①代表取締役は、監査役と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換を行うなど、意思の疎通を図ります。
- ②監査役は、取締役会のほか、常務会、経営PDCA、高島屋グループCSR委員会など、取締役等の重要な職務執行を審議する会議に出席することができます。
- ③監査役は、グループ各社の監査役と定期的にグループ監査役連絡会を開催し、情報の共有化と業務執行の適正化に努めます。またグループ全体の監査の実効性を高めるため、会計監査人及び業務監査室との緊密な連携を図ります。
- ④監査役は、適正な監査の実施のために必要とされる、弁護士、公認会計士、その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の業務を委託するなどの費用を請求するとき、当社に負担を求めることができます。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会にて決議された「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し、運用しております。第158期事業年度において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づく内部統制システムは適正に運用されました。

方針管理として、当事業年度開始時に、高島屋グループの本社、店、グループ会社等の部門経営層を対象にフォーラムを開催し、高島屋グループ年度経営方針を説明いたしました。また、経営方針に基づいた経営課題と対策の進捗状況について、当社経営陣と各部門・各グループ会社間による確認会議（PDCA）を半期に1回実施しており、方針管理が適切に実行できているか、定期的に確認しております。

また、グループESG経営を推進するための「高島屋グループCSR委員会」を半期に1回開催し、本社主管部門における内部統制の実効性を担保するための取組状況や、CSR重点課題の進捗報告・行動計画の検証に加えて、人権を尊重する経営の実践、パートナーシップに基づく価格転嫁円滑化などサプライチェーンリスクへの対応を重要課題として確認いたしました。

リスク管理体制の強化につきましては、半期に1回、「高島屋グループリスクマネジメント委員会」を開催しております。当事業年度においては、法令・規制違反リスク、サプライチェーンリスク・人権リスクをテーマとして取り上げ、グループへの影響、及び各部、各社におけるリスク低減に向けた現状の取組について確認しました。

加えて、社長直轄の内部監査機関である業務監査室による、定期的な内部監査と経営課題に特化したテーマ監査、財務報告に係る内部統制評価を実施いたしました。

海外拠点については、業務、会計、IT統制について概ね適正な管理を確認しました。なお、海外事業の拡大に伴い、海外グループ会社のモニタリング強化のための現地拠点配置を検討いたしました。

監査結果は取締役会で報告し対応を確認するとともに、速やかに業務執行ラインにフィードバックし、グループ全体における組織機能の向上や運用上の課題解決に努めております。

監査役の監査の実効性を確保する体制といたしましては、監査役と代表取締役及び社外取締役等との定期的な会合を実施しているほか、会計監査人及び財務部、業務監査室との連携などを行っております。また、内部通報制度で通報された内容について監査役に報告しております。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

事業報告注記

金額、株式数等の表示単位未満は切捨て、比率の表示桁未満は四捨五入して表示しております。

※事業報告中のグラフ等は、[ご参考] であります。

計算書類等

連結貸借対照表 (2024年2月29日現在)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|----------------|-----------|--------------|-----------|
| 資産の部 | | 負債の部 | |
| 流動資産 | 327,845 | 流動負債 | 417,315 |
| 現金及び預金 | 94,752 | 支払手形及び買掛金 | 124,137 |
| 受取手形、売掛金及び契約資産 | 156,981 | 短期借入金 | 43,580 |
| 商品及び製品 | 35,904 | リース債務 | 8,346 |
| 仕掛品 | 243 | 未払法人税等 | 4,574 |
| 原材料及び貯蔵品 | 987 | 契約負債 | 98,646 |
| その他 | 39,709 | 商品券 | 41,868 |
| 貸倒引当金 | △ 733 | 預り金 | 66,408 |
| 固定資産 | 942,629 | ポイント引当金 | 2,190 |
| 有形固定資産 | 757,240 | 役員賞与引当金 | 140 |
| 建物及び構築物 | 191,580 | その他 | 27,422 |
| 機械装置及び運搬具 | 715 | 固定負債 | 374,357 |
| 工具、器具及び備品 | 11,557 | 社債 | 80,143 |
| 土地 | 419,852 | 長期借入金 | 85,228 |
| リース資産 | 829 | リース債務 | 128,515 |
| 建設仮勘定 | 9,075 | 資産除去債務 | 6,635 |
| 使用権資産 | 123,628 | 退職給付に係る負債 | 39,103 |
| 無形固定資産 | 35,574 | 役員退職慰労引当金 | 264 |
| のれん | 2,467 | 繰延税金負債 | 2,268 |
| 借地権 | 11,269 | 再評価に係る繰延税金負債 | 9,049 |
| 使用権資産 | 6,566 | その他 | 23,149 |
| その他 | 15,269 | 負債合計 | 791,673 |
| 投資その他の資産 | 149,815 | 純資産の部 | |
| 投資有価証券 | 101,495 | 株主資本 | 408,991 |
| 差入保証金 | 25,948 | 資本金 | 66,025 |
| 繰延税金資産 | 17,062 | 資本剰余金 | 54,790 |
| その他 | 7,470 | 利益剰余金 | 320,867 |
| 貸倒引当金 | △ 2,162 | 自己株式 | △ 32,692 |
| 資産合計 | 1,270,475 | その他の包括利益累計額 | 45,087 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 11,944 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | 3 |
| | | 土地再評価差額金 | 3,972 |
| | | 為替換算調整勘定 | 25,050 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | 4,116 |
| | | 非支配株主持分 | 24,722 |
| | | 純資産合計 | 478,802 |
| | | 負債純資産合計 | 1,270,475 |

連結損益計算書 (2023年3月1日から2024年2月29日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-----------------|-------|---------|
| 営業収益 | | 466,134 |
| 売上高 | | 385,830 |
| 売上原価 | | 187,578 |
| 売上総利益 | | 198,252 |
| その他の営業収入 | | 80,303 |
| 営業総利益 | | 278,555 |
| 販売費及び一般管理費 | | 232,618 |
| 営業利益 | | 45,937 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 3,334 | |
| 持分法による投資利益 | 3,223 | |
| 未回収商品券整理益 | 1,500 | |
| 為替差益 | 329 | |
| その他 | 922 | 9,310 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 5,691 | |
| その他 | 357 | 6,049 |
| 経常利益 | | 49,199 |
| 特別利益 | | |
| リース債務免除益 | 94 | |
| 店舗閉鎖履行差額 | 87 | |
| その他 | 12 | 194 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 2,904 | |
| 減損損失 | 5,591 | |
| その他 | 345 | 8,840 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 40,553 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 4,801 | |
| 法人税等調整額 | 2,738 | 7,539 |
| 当期純利益 | | 33,013 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 1,392 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 31,620 |

■ 計算書類等

貸借対照表 (2024年2月29日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-------------|---------|--------------|----------|
| 資産の部 | | 負債の部 | |
| 流動資産 | 179,690 | 流動負債 | 364,494 |
| 現金及び預金 | 41,901 | 買掛金 | 72,492 |
| 受取手形 | 274 | 短期借入金 | 146,398 |
| 売掛金 | 70,138 | リース債務 | 377 |
| 商品 | 28,636 | 未払金 | 13,809 |
| 貯蔵品 | 647 | 未払法人税等 | 787 |
| 前渡金 | 494 | 未払費用 | 886 |
| 前払費用 | 2,918 | 契約負債 | 14,539 |
| 短期貸付金 | 9,687 | 商品券 | 41,862 |
| 立替金 | 6,467 | 預り金 | 67,282 |
| その他 | 25,299 | ポイント引当金 | 2,190 |
| 貸倒引当金 | △ 6,775 | 役員賞与引当金 | 96 |
| 固定資産 | 662,310 | その他 | 3,771 |
| 有形固定資産 | 477,799 | 固定負債 | 224,727 |
| 建物 | 113,383 | 社債 | 80,143 |
| 構築物 | 1,380 | 長期借入金 | 84,500 |
| 車両運搬具 | 0 | リース債務 | 266 |
| 工具、器具及び備品 | 6,371 | 退職給付引当金 | 40,516 |
| 土地 | 355,516 | 関係会社事業損失引当金 | 1,337 |
| リース資産 | 525 | 長期預り金 | 7,223 |
| 建設仮勘定 | 621 | 再評価に係る繰延税金負債 | 8,372 |
| 無形固定資産 | 17,491 | その他 | 2,368 |
| 借地権 | 3,777 | 負債合計 | 589,222 |
| 共同施設負担金 | 4,213 | 純資産の部 | |
| ソフトウェア | 7,914 | 株主資本 | 239,026 |
| その他 | 1,585 | 資本金 | 66,025 |
| 投資その他の資産 | 167,019 | 資本剰余金 | 54,028 |
| 投資有価証券 | 22,791 | 資本準備金 | 36,634 |
| 関係会社株式 | 46,499 | その他資本剰余金 | 17,393 |
| 長期貸付金 | 66,846 | 利益剰余金 | 151,824 |
| 差入保証金 | 17,853 | 利益準備金 | 60 |
| 繰延税金資産 | 12,702 | その他利益剰余金 | 151,764 |
| その他 | 594 | 固定資産圧縮積立金 | 29,965 |
| 貸倒引当金 | △ 268 | 別途積立金 | 72,070 |
| 資産合計 | 842,001 | 繰越利益剰余金 | 49,729 |
| | | 自己株式 | △ 32,851 |
| | | 評価・換算差額等 | 13,752 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 10,525 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | 3 |
| | | 土地再評価差額金 | 3,223 |
| | | 純資産合計 | 252,779 |
| | | 負債純資産合計 | 842,001 |

損益計算書 (2023年3月1日から2024年2月29日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-----------------|---------|----------------|
| 営業収益 | | 313,047 |
| 売上高 | | 287,325 |
| 売上原価 | | 133,475 |
| 売上総利益 | | 153,849 |
| その他の営業収入 | | 25,722 |
| 営業総利益 | | 179,572 |
| 販売費及び一般管理費 | | 159,991 |
| 営業利益 | | 19,580 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 13,711 | |
| 未回収商品券整理益 | 1,001 | |
| その他 | 632 | 15,345 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 1,816 | |
| 貸倒引当金繰入額 | 9 | |
| 関係会社事業損失引当金繰入額 | 413 | |
| 整理済商品券回収費用 | 402 | |
| その他 | 132 | 2,773 |
| 経常利益 | | 32,152 |
| 特別利益 | | |
| 店舗閉鎖履行差額 | 87 | |
| その他 | 8 | 96 |
| 特別損失 | | |
| 関係会社株式評価損 | 1,521 | |
| 固定資産除却損 | 2,288 | |
| 減損損失 | 3,361 | |
| その他 | 45 | 7,217 |
| 税引前当期純利益 | | 25,031 |
| 法人税、住民税及び事業税 | △ 1,732 | |
| 法人税等調整額 | 1,732 | 0 |
| 当期純利益 | | 25,031 |

独立監査人の監査報告書

株式会社 高 島 屋
取 締 役 会 御中

2024年4月8日

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 前 野 充 次
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 中 村 太 郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社高島屋の2023年3月1日から2024年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社高島屋及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準まで軽減するためのセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

株式会社 高 島 屋
取 締 役 会 御 中

2024年4月8日

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 前 野 充 次
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中 村 太 郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社高島屋の2023年3月1日から2024年2月29日までの第158期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継

続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準まで軽減するためのセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第158期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員及び使用人等、並びに会計監査人有限責任 あずさ監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、業務監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、「監査上の

主要な検討事項」については、有限責任 あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年4月11日

株式会社 高島屋 監査役会

常勤監査役 片岡 不二恵

常勤監査役 岡部 恒明

社外監査役 菅原 邦彦

社外監査役 寺原 真希子

以上

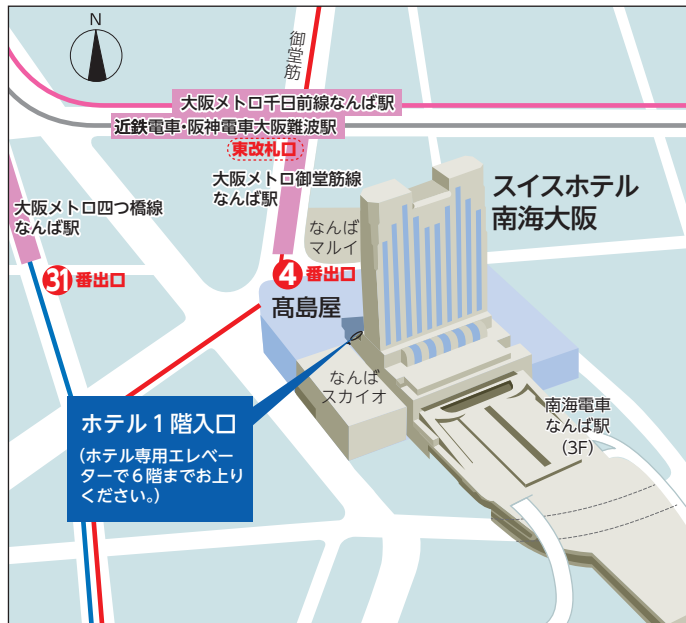
株主総会会場へのご案内

会場

大阪市中央区難波5丁目1番60号

スイスホテル南海大阪 8階 浪華の間

総会受付はホテル8階です。なお、お車でのご来場はご遠慮ください。



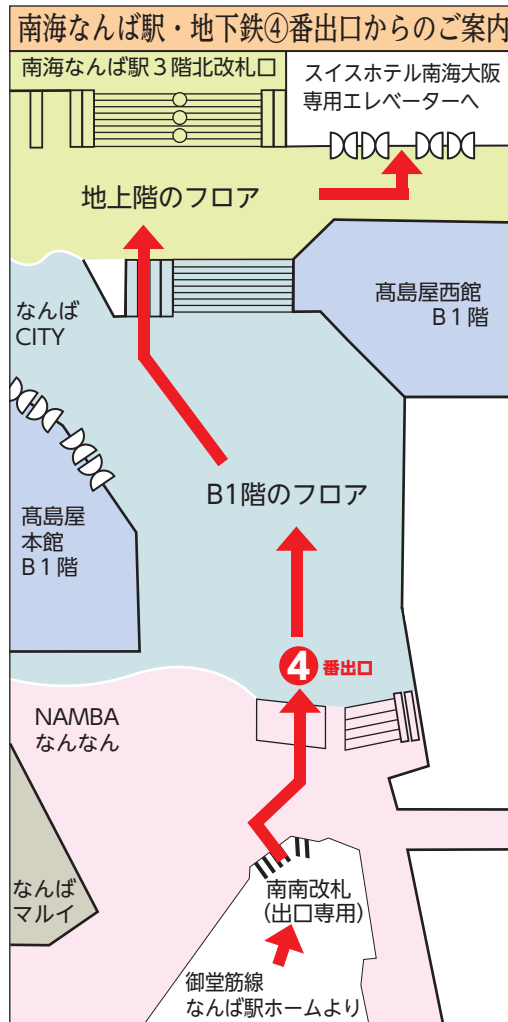
交通のご案内

▶ 地下鉄・近鉄電車・阪神電車の場合

御堂筋線「なんば駅」4番出口、
千日前線「なんば駅」4番出口、
四つ橋線「なんば駅」3) 番出口、
近鉄電車・阪神電車「大阪難波駅」東改札口が便利です。

▶ 南海電車の場合

3階北改札口を出て左(西)側のホテル専用入口が便利です。



 **Takashimaya**

ホームページアドレス <https://www.takashimaya.co.jp/>

**UD
FONT**

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

 **VEGETABLE
OIL INK**